

《報告事項》

令和6年度事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

I 事業活動目的

当会は、税知識の普及、納税意識の高揚に務め、税制・税務に関する提言を行い、以て適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

II 運営基本方針

1. 税務当局との連絡協調を保ち、税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政に寄与する。さらに、e-Tax普及のための方策を検討し利用率向上に努める。
2. 適正公正な税制確立のため、税制の研究に努め、会員の要望、意見を聞き、税制改正要望を行う。
3. 企業経営の健全化並びにその発展向上に資するため、労務及び税制に関する講習会、研修会を積極的に行い、適正な申告の普及と指導に努める。また、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして「自主点検チェックシート」活用の説明と導入促進を図る。
4. 事業の公益性と社会貢献度を高めると共に、研修活動の充実・組織の強化を図り、納税者の事業への参加の向上と加入増加を推進し、以て公益法人として社会的使命を果たすことに努める。
5. 法人会組織の向上と事業の充実、魅力ある活動の展開、とくに会員相互で情報交流を図り、円滑な会務運営を行う。
6. 法人会の財政基盤の根源である、会費収入と福利厚生制度事務手数料収入の安定的確保を図るため、会員増強と、福利厚生制度の推進に取り組む。

III 主要事業計画

1. 総務関係

- (1) 令和7年度収支予算を策定し、執行状況を確認する。
- (2) 年会費の見直しを検討する。
- (3) 事務局の体制強化と整備に努める。
- (4) 企業税務コンプライアンス向上のための取り組みを推進する。
- (5) 添付書類も含めたe-Tax、eL-Taxの普及・定着と併せてキャッシュレス納付の利用拡大を促進する。

2. 組織関係

- (1) 組織の拡大、充実と財政基盤の強化を推進する。
- (2) 青年部会、女性部会組織の拡大強化と育成指導を図る。
- (3) 税理士会、金融機関および厚生制度提携先との協調関係を強化する。
- (4) 四者（当会、税務当局、税理士会、金融機関）協議会を実施する。
- (5) 新入会員懇談会（仮称）を実施する。

3. 研修関係

- (1) 新設法人説明会、決算期別説明会を開催する。
- (2) 各種公開研修会を開催する。
- (3) 公開講演会を企画・開催する。
- (4) 改正税法等の税務研修会を開催する。
- (5) 社内研修用教材としてのオンデマンドセミナーやDVD等の利用促進を図る。

4. 税務関係

(1) 税制改正要望

税制改正要望については、令和7年度税制改正に関するアンケート調査を全ての会員に実施し、幅広く意見を吸収し、集約した上で県法連を通じ全法連へ要望する。令和6年10月に鹿児島で開催予定の「法人会全国大会」で採択される税制改正に関する提言については、上部団体を通じて関係機関に具申し、政府、国会、地元選出議員に対して、その実現を要望する。

(2) 税務行政関係

税制委員・会員から中小企業税制に関する問題点と適正公平な税制に関する提言を国の税制に繁栄してもらうためアンケート調査を行い、その結果を取り纏め、一般社団法人埼玉県法人会連合会を通じ、公益財団法人全国法人会連合に上申する。

5. 社会貢献関係

(1) 税の啓発活動

- ① 「税を考える週間」に、専門分野の講師や、著名人を呼び公開講演会を開催する。
- ② 「中学生の税の作文コンクール」へ参画する。
- ③ 租税教育事業
 - イ 女性部会が、小学6年生を対象にした租税教育活動として、「税の果たす役割」「税の大切さ」について学んでもらい、理解できた税知識や感想を絵はがきに描写してもらう「税に関する絵はがきコンクール」を開催する。
 - ロ 青年部会を中心に「親子で税の勉強と施設見学」というテーマで租税教室を企画する。
 - ハ さいたま市内の公立小学校の6年生を対象に「出張租税教室」を実施する。

(2) 社会貢献活動

- ① 能登半島地震の被災地域に義援金を寄付する。
- ② 「さいたま緑のトラスト運動」への継続支援を実施する。

6. 広報関係

- (1) 法人会のイメージアップ・知名度向上を図る広報や地域情報を発信し、ホームページのリニューアルを行い、公開内容の充実を図る。
- (2) セミナー・講演会の応募は、QRコードから申込み対応とし、更なる機能の改善を図る。
- (3) 会報誌「法人大宮」に「経済コラム」「県内の景気動向」などの記事を掲載する。
- (4) 各種公益事業にかかる資料の斡旋、頒布を行う。
- (5) ペーパーレス化を推進する。

7. 厚生関係

- (1) 提携生損保3社と連携して、福利厚生制度の円滑な運営のため、重点推進制度を中心に積極的な普及推進を展開する。
- (2) 法人会と保険会社で共同開発した法人会員のための有利な制度を、企業防衛のために受託保険会社と協調し、広報に努め会員企業のより一層の利用促進を図る。